平成２６年（フ）第４０１号
兵庫県姫路市城見台２丁目1111番地124
破産者　澗口　軌信
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４９２号
兵庫県加古川市平岡町高畑472番地の113、従前の住所兵庫県加古川市東神吉町神吉1653番地の２
破産者　大西工業こと　大西　克明
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２５号
熊本市中央区渡鹿５丁目７番６号　102号
破産者　松尾　慎弥
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２６年（フ）第３号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1983番地の77
破産者　有限会社カンダ
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１４号
山形県鶴岡市堅苔沢甲354番地
破産者　有限会社本間建工
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第２０８号
和歌山県橋本市東家１丁目２番25号
破産者　株式会社武田書店
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1982番地167
破産者　神田　孝男
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第８６号
長崎県佐世保市権常寺町1447番地１　コーネルハイツ105、開始決定時の住所長崎県佐世保市上原町352番地59
破産者　北村　弥生（旧姓羽田）
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
山形県鶴岡市堅苔沢甲354番地
破産者　本間幸治郎
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第２４５号
盛岡市西見前18地割125番地２、開始決定時の住所盛岡市みたけ５丁目18番15号
破産者　上路　英成
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１１４０号
さいたま市桜区大字五関211番地４　ファミーユ友光201、破産手続き開始決定時の住所さいたま市桜区大字五関727番地２　南与野ローヤルハイツ402号室
破産者　鈴木　達夫
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５３８号
横浜市青葉区荏田町478番地39、開始決定時の住所横浜市都筑区牛久保２丁目14番18号サンガーデン・アトリオＣ－２
破産者　藤田　重光
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４４１号
新潟市西区松美台３番13号、前住所神奈川県平塚市中原３丁目24番６－６号　プライムⅡ
破産者　入沢　正木
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０号
静岡県下田市中716番地の２、開始決定時の住所静岡県下田市横川270番地
破産者　土屋　郁夫
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第９４４号
愛知県津島市天王通り１丁目１番地１　パレ・ジュイール501号
破産者　野村　治義
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２８０号
愛知県春日井市勝川町10丁目３番地10　イングＢ201号
破産者　加藤　房生
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２９２号
愛知県小牧市大字岩崎1500番地　県住１街区３号棟401号
破産者　中川　妙子
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部